

## 西宮市生涯学習の振興に向けた公民館使用事業の募集及び使用許可に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公民館を有効活用し、市民の生涯学習の振興に寄与することを目的に、民間企業、非営利法人その他の団体又は個人が、公民館を使用して実施する催しや講座など(以下「事業」という。)の企画を募集し、当該事業のための使用を許可するために必要な事項を定める。

### (募集を行う企画の事業区分)

第2条 募集を行う企画の事業区分は次のとおりとする。

#### (1) 生涯学習振興事業

法人等が実施する文化事業又は社会教育活動(イベント、演奏会、演劇会、講演会、講座等)で、本市の生涯学習の振興に特に大きな効果があると認められるもの。

#### (2) グループ活動育成事業

公民館においてグループ活動の講師を希望する個人が、グループ作りを目的に、自らグループ員を募集し実施するもの。(講師がよびかけるグループ活動)

#### (3) 子供を対象とした生涯学習事業

法人又は個人が放課後や休日等に実施する子供を対象とした生涯学習事業

### (各事業区分共通の使用条件)

第3条 各事業区分共通の使用条件は次のとおりとする。

(1) 使用場所、日時及び使用区分は、市が特に認める場合を除き、前年度年間平均稼働率60%以下の使用区分から、地域学習推進課が指定する。

(2) 使用者は、公民館使用料、講師謝金及び材料費等に充てるため、次に定める額を限度に月会費又は受講料(以下「受講料等」という。)を受講者から徴収することができる。

ア 通常の講義又は実習 1回あたり1000円

イ 演奏会又は演劇会などの大規模な催し 1回あたり2000円

ウ 材料費及び教材費 実費

(3) 使用者は、前号に定める受講料等を徴収するときは、社会教育施設を使用する活動であることに鑑み、可能な限り安価に設定すること。

(4) 販売・勧誘など営利を主たる目的とする活動、宗教活動、その他公民館の利用として不適当と認められる使用は禁止する。

(5) 使用者は、あらかじめ品目などについて地域学習推進課の許可を得たものに限り、展示品又は事業目的に関連する物品を販売することができる。ただし、物品などの販売したときは、使用后2週間以内に販売実績報告書を地域学習推進課に提出しなければならない。

(6) 広報活動に当たっては、チラシなどに「公民館活用促進プロジェクト」の文言を入れることとする。

### (各事業区分における使用条件)

第4条 各事業区分における使用条件は次のとおりとする。

#### 1 生涯学習振興事業

- (1) 次のいずれかに該当する事業であること。
  - ア 企業の社会貢献活動（CSR）として行う文化事業又は社会教育活動
  - イ 社団法人、財団法人、NPO法人など非営利の法人及びこれらに準ずる団体又は個人が行う文化事業又は社会貢献活動
- (2) 同種事業の活動実績を有し、責任ある事業運営が可能と認められること。
- (3) 使用日数及び区分数は、実施年度（4月から翌年3月まで）中に同一公民館につき24日以内かつ72区分以内とする。
- (4) 使用可能公民館数は、月4公民館までとする。（前年度若しくは前期に企画実施した公民館を除く。）

## 2 グループ活動育成事業

- (1) 個人の経歴などに照らし、グループ活動の指導者として必要な知識・技能を有していると認められること。
- (2) 当初の会員数は問わないが、会員の募集に努めるとともに、「グループ活動の基準」に則った活動を行うこと。
- (3) 使用日数及び区分数は、次のうちいずれかとする。
  - ア 上半期（4月から9月まで）の同一公民館につき毎月4日以内かつ12区分以内（ただし、中央公民館は月6区分以内）
  - イ 下半期（10月から翌年3月まで）の同一公民館につき毎月4日以内かつ12区分以内（ただし、中央公民館は月6区分以内）
- (4) 使用可能公民館数は、月4公民館までとする。（前年度若しくは前期に企画実施した公民館を除く。）

## 3 子供を対象とした生涯学習事業

- (1) 実施主体が法人その他の団体であるか個人であるかは問わない。
- (2) 同種事業の活動実績を有し、責任ある事業運営が可能と認められること。
- (3) 使用日数及び区分数は、実施年度（4月から翌年3月まで）中の同一公民館につき毎月4日以内かつ12区分以内（ただし、中央公民館は月6区分以内）とする。
- (4) 使用可能公民館数は、月4公民館までとする。（前年度若しくは前期に企画実施した公民館を除く。）

### （募集手続）

第5条 地域学習推進課は、第2条から第4条の条件を満たす事業の企画を、市政ニュースその他の媒体を通じて募集する。

- 2 前項の募集への応募は、別紙応募用紙に企画書、活動・指導実績報告書、収支計算書（受講料等を徴収する場合に限る。）のほか、地域学習推進課が必要と認める資料を添えて、地域学習推進課へ提出することとする。

### （応募された企画の取扱い）

第6条 地域学習推進課は、応募があった企画の内容について、使用許可できる内容かどうかを審査し、その結果を応募者に通知する。

- 2 前項の審査は、書類審査及び面接により行うものとする。

3 第1項の通知を受けた応募者は、地域学習推進課と、使用する公民館、日時及び場所などの使用条件について協議を行い、協議が整ったものに限り、当該公民館の使用許可申請を行うこととする。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成26年1月31日より実施する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日より実施する。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日より実施する。

2 改正後の第4条の規定は平成28年9月1日以後の使用に係る区分数について適用し、同日前の使用に係る区分数については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年11月25日より実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日より実施する。